令和5年度農山漁村発イノベーション(6次産業化)人材育成研修事業 仕様書

1 事業目的

愛媛県内の農林漁業者等を対象に、6次産業化の取り組みの底上げや県内の農林水産物等の多様な地域資源の活用を図るため、商品開発能力や商談力の向上、商品ブラッシュアップ力の強化、地域資源の活用を図る講義を実施し、経営感覚やデジタル技術を持って農山漁村発イノベーション(6次産業化)に取り組める人材を育成する。

2 委託上限額

2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 委託事業期間

契約締結の日から令和6年3月8日(金)

4 委託事業の内容

(1) 農山漁村発イノベーション(6次産業化)人材育成研修

/ /2C	() () () () () () () ()
回数	5回以上 ※1回以上は必ずデジタル技術の活用に関連する内容を実施すること
時期	本県の基幹作物である柑橘の農繁期にあたる 11~12 月はできる限り回数を少なくすること。
場所	県内にて開催を想定し、オンライン参加も可能とする。
時間	3時間/回程度(半日を想定)
対象	農山漁村発イノベーションに関わる者 (6次産業化商品等を開発・販売している、または目指している県内農林漁業 者および関係者、地域資源を活用する者またはその関係者)
講師	1名以上
定員	○各回ともに会場定員は20名程度する。○オンライン参加については、定員を設けない。
内容	○農山漁村発イノベーションに関する事項 ○6次産業化に関する基礎的事項 ○新商品の着想やブランド戦略、マーケティング等の新商品開発スキル ○食品衛生やHACCP、食品表示、衛生・品質管理等のリスク管理スキル ○FCPシート、SNS等を活用した広報や商品販売、商談力等の販売スキル ○SNSやECサイト、クラウドファンディング等を活用した販路拡大やコスト削減等のデジタル活用スキル

(2) デジタル研修の実施

実施する研修のうち、1回以上はデジタルに関連する研修を盛り込み、委託料の20%以上はこの研修経費に充てること。

(3) アンケートの実施

研修実施後に研修生に対してアンケートを実施し、県に報告すること。

(4) その他

○インターンシップ研修等の実地研修を盛り込む場合の研修先については、企画提案時点において特定の事業者を選定できない場合、研修の内容や研修先として想定する職種等を記載し、委託契約後、県と協議の上、決定すること。

- ○研修の実施に際して、愛媛6次産業化(農山漁村発イノベーション)サポートセンター(松山市久米窪田町 337-1 公益財団法人えひめ産業振興財団内)と適宜連携の上、実施するよう努めること。
- ○事業目的を達成するために必要な業務を実施すること。

5 企画提案にあたってのポイント

- (1) 研修回数は5回以上とし、研修開催回数が増える事は評価の対象とする。
- (2) 提案のアピールポイント (対応方針、これまでの実績) 等を記載するとともに、4 に記載した内容以外でも、目的の達成に向けて効率的かつ効果的な手法があれば、 独自提案として評価の対象とするため、企画提案書に盛り込むこと。 なお、インターンシップ等の実施研修は独自提案として評価の対象となる。
- (3) 事業実施スケジュール (予定) 及び研修内容、講師 (予定) のセミナー等の実績を記載すること。
- (4) 見積書は、提案内容を十分に踏まえて作成するほか、事業の執行に必要な金額について、できるだけわかり易く記載すること。
- (5) 委託事業の実施にあたっては、県と協議の上、執行すること。

6 対象経費

712/412/2	
管理運営費	人件費、旅費、研修生募集案內印刷費 等
開講実施費	会場費(会場借料、会場等備品、会場整理賃金)、 講師謝金、講師旅費、テキスト作成(原稿料、資料印刷費) 等
その他	実習に係る損害保険料、通信費、消耗品費 等

※ただし、研修生の旅費(交通費、宿泊費等)は対象外。

7 その他留意事項

- (1) 委託契約後の社会情勢等の状況によっては、事業内容について変更を求めることがあるが、代替措置が講じられる場合においては、変更前の準備に要した経費について内容を精査の上、やむを得ない場合は必要経費として認める。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、県と協議の上、対応すること。
- (3) 本仕様書に定める以外の事項については、県の指示に従うこと。
- (4) 対象事業者に対して金銭を要求しないこと。
- (5) 各種の提出書類については、県の求めに応じて速やかに対応すること。